

# 土浦市総合評価方式一般競争入札に関する 運用ガイドライン

令和7年4月

土浦市

はじめに

総合評価方式一般競争入札（以下ガイドラインでは「総合評価方式」と言います。）とは公共工事の品質確保を図るため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、総合的に最も評価の高い事業者を落札者とするための入札方法です。

平成１７年４月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及びそれに基づく方針等により、総合評価方式は公共工事の品質確保のための主要な取り組みに位置付けられ、適用が拡大されました。

公共工事の品質を確保するために、受注者の技術や経験等を評価し総合的に優れた事業者が施行することは、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良等の未然防止につながり、結果として総合的なコストが削減でき、その利益はその公共施設を利用するすべての住民が享受することができるものです。

本ガイドラインは、土浦市において発注する総合評価方式について、入札の公平性、公正性、透明性を確保し、適切に運用することを目的として作成するものです。なお、このガイドラインの内容は、今後の実施状況等を踏まえ、改善を図っていく予定です。

## 目次

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 1. 総合評価方式の概要                | ・ ・ ・ 1  |
| (1) 総合評価方式の種類               | ・ ・ ・ 1  |
| (2) 総合評価方式による落札者の決定方法       | ・ ・ ・ 1  |
| (3) 総合評価方式の審査方法             | ・ ・ ・ 1  |
| (4) くじによる落札候補者の決定           | ・ ・ ・ 2  |
| (5) 事後審査方式の場合の同時落札制限        | ・ ・ ・ 2  |
| 2. 総合評価方式の実施手順              | ・ ・ ・ 3  |
| (1) 実施フロー図                  | ・ ・ ・ 3  |
| (2) 学識経験者の意見聴取              | ・ ・ ・ 5  |
| (3) 入札公告への明示                | ・ ・ ・ 5  |
| (4) 評価資料の提出                 | ・ ・ ・ 6  |
| (5) 技術審査委員会による審査 ※簡易型・標準型のみ | ・ ・ ・ 6  |
| (6) 開札                      | ・ ・ ・ 8  |
| (7) 落札者の決定                  | ・ ・ ・ 8  |
| 3. 総合評価方式の適用の目安             | ・ ・ ・ 9  |
| 4. 評価基準の設定                  | ・ ・ ・ 9  |
| (1) 評価項目一覧                  | ・ ・ ・ 11 |
| (2) 評価項目の配点                 | ・ ・ ・ 12 |
| (3) 評価項目の説明                 | ・ ・ ・ 13 |
| (4) 評価の方法                   | ・ ・ ・ 17 |
| 5. 評価基準の基本例                 | ・ ・ ・ 18 |
| 6. ダンピング対策                  | ・ ・ ・ 24 |
| 7. 評価内容の担保と技術提案等の保護         | ・ ・ ・ 24 |
| 8. 情報公開                     | ・ ・ ・ 25 |

## 1. 総合評価方式の概要

### (1) 総合評価方式の種類

#### ①特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似の工事の経験、工事成績評定等による技術力や地域の精通度等と価格による総合評価を行う方法です。

#### ②簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために、施工上の具体的課題に対して作成された簡易な施工計画や同種・類似の施工経験、工事成績評定等による技術力、地域の精通度等と価格による総合評価を行う方法です。

#### ③標準型

技術的工夫の余地が大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、工事内容を実現するため、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から施工上の技術提案を求め、価格との総合評価を行う方法です。

### (2) 総合評価方式による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の価格をもって入札したもののうち評価値の最も高いものを落札者とします。

#### ① 除算方式による評価値の計算

評価値の算出方法は次の除算方式により行います。

##### ・評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札額} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$

##### ・技術評価点の設定

標準点を100点、評価点は総合評価方式の種類ごと、入札案件ごとに工事の内容や難易度に応じて定めるものとします。

##### ・計算例

|    | 入札価格   | 評価点   | 評価値                                               |
|----|--------|-------|---------------------------------------------------|
| A社 | 117百万円 | 12.0点 | $(100+12) \div 117 \text{ 百万} = 9.572$            |
| B社 | 110百万円 | 8.0点  | $(100+8) \div 110 \text{ 百万} = 9.818$             |
| C社 | 112百万円 | 13.0点 | $(100+13) \div 112 \text{ 百万} = 10.089$ <b>落札</b> |

評価値は10のべき乗を用いて整数値として表示します。

### (3) 総合評価方式の審査方法

#### ① 事後審査方式（自己採点方式）

入札公告時において、入札参加希望者に技術資料及び自己採点表の提出を求め、提出された自己採点表の自己評価点と入札価格をもとに(2)①の計算方法により仮の評価値を算出し、仮の評価値で1位となった入札参加者を落札候補者として技術資料の審査、評価

を行い落札者を決定する方法です。

審査の結果、落札候補者の評価値が2位以下の入札参加者の仮の評価値を下回った場合は、新たに1位となった入札参加者を落札候補者として技術資料を審査します。

落札候補者が他の入札参加者の評価値、仮の評価値を上回った場合は、それ以降の入札参加者の技術資料の審査は行わず、落札者を決定します。

各評価項目の自己評価点が、審査の結果、変動する場合は次のとおりの方法により採点します。

ア 自己評価点の根拠が提出された資料により確認できない場合は、その項目の評価点は0とします。

イ 自己評価点よりも提出された資料により確認した評価点が高い場合は、その項目の評価点は自己評価点と同じとします。[自己評価点<本来の評価点⇒自己評価点]

ウ 自己評価点よりも提出された資料により確認した評価点が高い場合は、その項目の評価点は本来得られる評価点とします。[自己評価点>本来の評価点⇒本来の評価点]

## ② 事前審査方式

入札公告時において、入札参加希望者に技術資料の提出を求め、提出された入札参加者全員の技術資料を入札前に審査・評価をし、その評価結果と入札価格から評価値を算出の上、落札者を決定する方法です。

### (4) くじによる落札候補者の決定

評価値が最も高い者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。

事後審査方式においては、仮の評価値が最も高い者が2人以上いる場合は、仮の評価値が最も高い者すべての評価資料を審査し、評価値を算出します。その結果、それでも評価値が最も高い者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定します。仮の評価値が最も高い者を審査した結果、評価値に変動があり、評価値が最も高い者が2人以上となった場合も、くじにより落札者を決定します。

### (5) 事後審査方式の場合の同時落札制限

同日に開札を行う案件で、落札者がそれ以降の案件を落札することができなくなる、いわゆるとりおり方式による入札を、事後審査方式で設定したときの落札者の決定方法は次のとおりとします。

ア とりおり方式の入札は予定価格が最も高い案件から順番に開札を行うこととします。

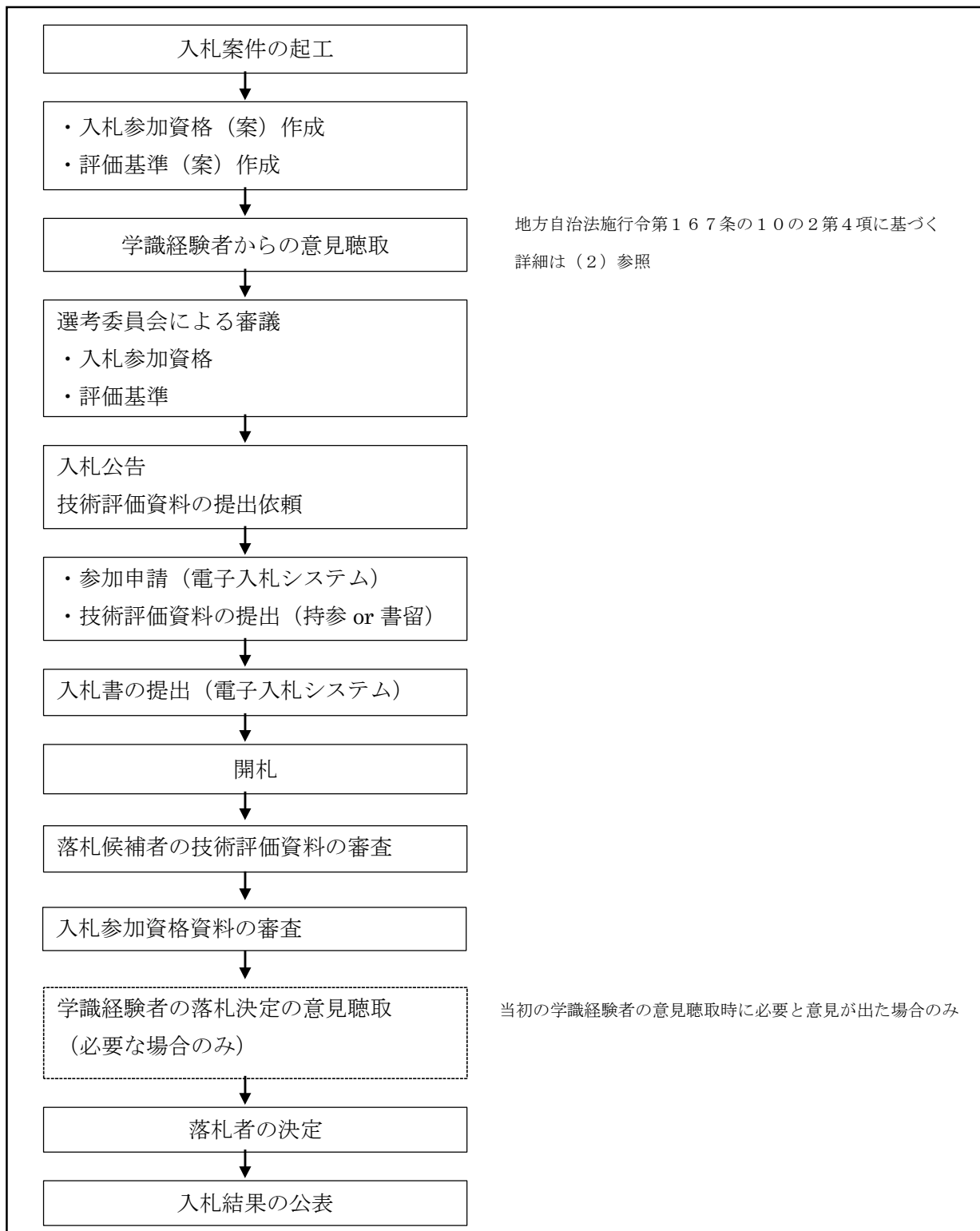
イ 1件目の開札で仮の評価値が最も高い落札候補者が決定した時点で、2件目以降の開札を行い、先行して開札した案件の落札候補者を除く仮の評価値が1位の入札参加者の技術資料の審査・評価を行います。

ウ 1件目の案件から落札者の決定を行い、先行案件の落札者は、それ以降の入札書を無効とし、2件目以降の案件の落札者を決定します。

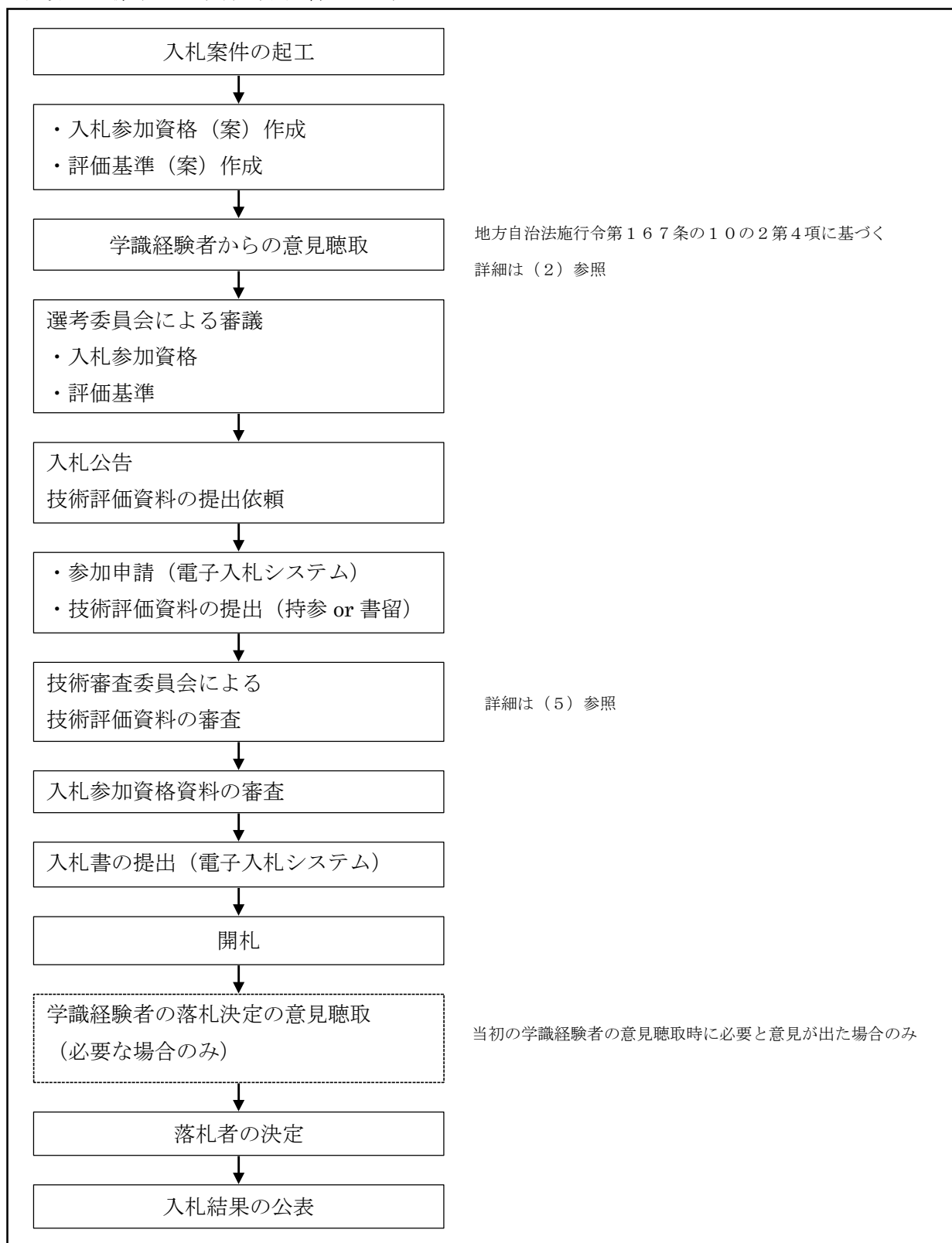
## 2. 総合評価方式の実施手順

### (1) 実施フロー図

特別簡易型の場合（事後審査方式）



簡易型・標準型の場合（事前審査方式）



## （２）学識経験者からの意見聴取

### ①目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項に規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために「学識経験を有する者」から意見聴取を行います。

従って、技術的な見地からではなく、総合評価方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とします。

### ②意見聴取の内容

総合評価方式の落札者決定基準について意見聴取を行います。

また、当該意見聴取の際に、入札後、落札者の決定にあたり改めて意見を聞く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとします。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴くものとします。

### ③意見聴取の時期

落札者決定基準については、選考委員会において当該項目に関する審議を行う前に意見聴取を行うものとします。

落札者の決定について意見聴取が必要となった場合には、入札後、落札者の決定にあたり意見聴取を行います。

### ④意見聴取の方法

意見聴取は２名以上の学識経験者に行い、形式はオンラインまたは対面方式によることを原則としますが、学識経験者の了解が得られた場合、それ以外の方法により意見を聴くことができるものとします。

落札者決定に関する意見聴取については、電子メール等の手段で行います。

## （３）入札公告への明示

総合評価方式を実施する場合は、手続きの透明性、公平性を確保するため入札公告に次の内容を記載するものとします。

- ①総合評価方式の種類
- ②総合評価方式に係る落札者決定基準
- ③評価項目、評価基準及び配点
- ④評価資料の提出に関する事項
- ⑤その他総合評価方式の実施にあたり必要と認められる事項

#### （４）評価資料の提出

総合評価方式に参加しようとする者は入札公告で示す評価資料と根拠資料を入札公告の期間内に提出するものとします。

##### ①提出方法

郵便等（書留、簡易書留、レターパック赤等の対面受取で配達時間の記録が残る方法に限ります。）又は持参のいずれかによるものとし、電子入札システムによる提出は認めません。

##### ②提出書類

提出書類は、入札公告時に指定した様式を提出するものとします。根拠資料は各様式に指定されているものを添付するものとします。

提出資料の引換や訂正は認めません。

##### ③提出書類の確認

提出された書類の内容は事後審査時に確認するものとし、提出時点では内容の確認は行ないません。ただし、様式の不足については、提出時に確認し、不足が判明した場合は、評価資料の提出期間内に追加提出できるものとします。

#### （５）技術審査委員会による審査 ※簡易型・標準型のみ

##### ①審査の方法

入札参加者から提出された施行計画、技術提案に係る技術資料の評価は、土浦市技術審査委員会（以下技術審査委員会という）における審議を経て、選考委員会で審査するものとします。技術審査委員会の会議はその技術資料等が入札参加者にとっての知的財産等であることを鑑み非公開とします。

##### ②技術審査委員会の構成

技術審査委員会は、委員長を含め５名以内とします。

委員は、工事の種類や条件等から工事主管課長が選定し、土浦市工事請負業者等選考委員会において審議を経たうえで決定するものとします。

技術審査委員会は委員の半数以上の者の出席をもって成立するものとします。

##### ③具体的な評価の流れ

主管課長及び当該工事を担当する複数の職員により技術資料の実務的な調査を行い、技術審査委員会にて審議し、その内容を選考委員会に諮り、決定します。

技術審査委員会の会議の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数の時は委員長が決するものとします。

#### ④施工計画の評価について

対象工事における施工の確実性、安全性、周辺環境への配慮等が着実に確保される施工計画を評価するため、下記の点を考慮して評価を行います。

ア) 発注工事の施工や現地状況等に特有する施工上の課題点を具体的に提示し、課題点に関して入札参加者が考える施工上の留意点の着目度と対策方法の提案内容をもって評価します。

イ) 提示した課題において、評価上の着目点（評価ポイント）を事前に設定する等評価基準を明確化するものとします。なお、発注者が事前に設定した評価ポイント以外に、課題に対して入札参加者独自に着目した留意点についても、品質確保上有益と認められるものは同等に評価の対象とします。

ウ) 評価は、施工計画書の記載内容について、課題ごとに「優・良・可・評価なし・不可」の判定を行うこととします。

記載内容が評価ポイントによく合致しており、施工上の具体的な対策提案があるものを「優」と判定します。

なお、課題に関して、記載内容が白紙であるもの、明らかに法令違反や安全性が欠如した提案を含むものは「不可」と判定し、工事の施工にあたり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとします。

また、他の計画と比べ著しく劣るが欠格とまでは言えない場合などを「評価なし（0点）」と判定するものとします。

エ) 評価点は、課題ごとの「優・良・可・評価なし」の判定により付与された採点点数の合計値から、1位満点方式により評価点を算定することを基本とします。

オ) 施工計画の審査は、公正を期するため入札参加者名等をマスキングして行います。

#### ⑤技術提案の評価について

対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能、機能を満足する技術提案を評価するため、下記の点を考慮して評価を行います。

ア) 対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の観点から、求める技術提案項目を設定し、提案内容について性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質、周辺環境への影響及び総合的な経済性等を審査して評価を決定するものとします。

なお、技術提案の審査及び評価にあたっては、すべての入札参加者の技術提案に共通の基準で行うこととし、特定の技術提案の評価に特定の方法を用いないものとします。

また、審査及び評価にあたっては、必要に応じて学識経験者等から意見を聴くことができるものとしますが、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、意見を聴取する相手方及びその方法に留意するものとします。

イ) 提示した技術提案項目について、発注者が提示する標準案と入札参加者の技術提案

内容を対比させ評価を行います。審査の結果、技術提案内容が標準案と同程度と判定されたものは「不採用」と判定し、技術提案を採用しないものとします。

ウ) 技術提案が「不採用」となった場合は、標準案に基づく施工を行う意思を表明したときに限り、入札に参加できるものとします。なお技術提案が白紙であるもの、内容が無関係であるもの、明らかに標準案を満たさないものや法令違反等を含むものは「不可」と判定し、工事の施工にあたり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとします。

エ) 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うものとします。ヒアリングは評価精度を高めるために行うほか、併せて配置予定技術者の専門技術力、当該工事の理解度や取組姿勢、コミュニケーション能力等に関して評価することも可能とします。

オ) 技術提案の審査は、公正を期するため入札参加者名等をマスキングして行います。

## **(6) 開札**

開札は電子入札システムにより行うものとします。

立会の入札事務に関係しない市の職員が行うこととし、立会を希望する入札参加者は前日の17時までに管財課まで電話で立会い希望の連絡をすることとします。会場の都合で、立会は先着3名までとします。

## **(7) 落札者の決定**

評価値の最も高い者を落札者とします。

事後審査方式の場合は、開札後、落札候補者を決定し、速やかに事後審査を実施のうえ落札者を決定します。

### 3 総合評価方式の適用の目安

総合評価方式を行う対象となる建設工事は、公共工事の品質を確保するために、入札参加者の施工能力、地域性等の評価及び入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事とします。

特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかを適用するかについては当該工事の特性を考慮の上、次を参考に選択します。

なお、現在は土木一式工事について実施をしていますが、今後他の工種にも拡大していくことを予定しています。

#### ① 特別簡易型を適用する工事

工事の規模が比較的小さい一般的な工事や、技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められるもの。

適用設計金額の目安：3000万円以上

#### ② 簡易型を適用する工事

工事の規模が比較的小さい工事や技術的な工夫の余地が小さい工事で、かつ施工上の課題等があり、施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事

適用設計金額の目安：3億円以上

#### ③ 標準型を適用する工事

工事の規模が大きく、かつ入札参加者が提示する技術提案内容により工事の施工上の課題や工事目的物の性能面、コスト面に相当程度の差異が生じると認められる工事。

適用設計金額の目安：10億円以上

※適用設計金額の目安はあくまで目安であり、設計金額による総合評価方式の適用を拘束するものではない。

※電気機械設備工事や工場製作工事が主体である場合で技術的な工夫の余地が小さい場合は、設計金額にかかわらず特別簡易型を適用するものとします。

### 4 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算して評価することになるので、評価基準に何を設定し、どう評価するのが重要となります。

評価基準の設定にあたっては、当該工事の種類や条件などを勘案し、工事実施によって影響を受ける周辺住民や、整備される公共施設の利用者、ひいては市民にとって価格以外の要素でメリットのある基準の設定に配慮するものとします。なお、評価基準の内容や数については制限は設けませんが、メリットがもたらされる期間や対象範囲、影響など様々

な角度からの検証・考慮を行い、評価項目や配点を設定することとします。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えた厳しい条件を設定することがないよう厳に留意し、個別の工事の特性に応じて、技術的観点から必要な条件を具体的に設定することとします。

(1) 評価項目一覧

| 評価項目            |                | 市内型  |    |    | 市内外型 |    |    |
|-----------------|----------------|------|----|----|------|----|----|
|                 |                | 特別簡易 | 簡易 | 標準 | 特別簡易 | 簡易 | 標準 |
| 企業の<br>施工能力     | 工事成績評定         | ◎    | ◎  | ◎  | ◎    | ◎  | ◎  |
|                 | 企業の施工実績        | ◎    | ◎  | ◎  | ◎    | ◎  | ◎  |
|                 | 優良建設業者表彰の受賞    | ◎    | ◎  | ◎  | ○    | ○  | ○  |
|                 | I C T施工技術の活用   | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
|                 | 週休2日制工事の施工実績   | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
| 配置予定技術者の能力      | 配置予定技術者の施工経験   | ◎    | ◎  | ◎  | ◎    | ◎  | ◎  |
|                 | 配置予定技術者の保有資格   | ◎    | ◎  | ◎  | ◎    | ◎  | ◎  |
|                 | 技術者表彰受賞者の配置    | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
|                 | 登録基幹技能者の配置     | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
| 地域精通度           | 地域内拠点の有無       | —    | —  | —  | ◎    | ◎  | ◎  |
|                 | 地元下請による施工      | —    | —  | —  | ○    | ○  | ○  |
| 地域貢献度           | 若手・女性技術者の配置    | ◎    | ◎  | ◎  | ◎    | ◎  | ◎  |
|                 | 災害時応援協定の締結     | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
|                 | 災害時地域貢献の実績     | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
|                 | 災害時基礎的事業継続力の認定 | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
|                 | 地域ボランティア活動の実績  | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |
|                 | 新規雇用者の実績       | ○    | ○  | ○  | —    | —  | —  |
|                 | 防疫業務の実績        | ○    | ○  | ○  | —    | —  | —  |
| 施工計画            |                | —    | ◎  | —  | —    | ◎  | —  |
| 技術提案            |                | —    | —  | ◎  | —    | —  | ◎  |
| その他各工事で設定する独自要件 |                | ○    | ○  | ○  | ○    | ○  | ○  |

市内型：市内に本店を有する事業者のみを入札参加者とする場合

市内外型：市外の事業者も含めて入札参加者とする場合

◎基本項目：総合評価方式の基本となる項目

○選択項目：工事により必要に応じて選択する項目

(2) 評価項目の配点

| 評価項目            |                | 市内型  |    |    | 市内外型 |    |    |
|-----------------|----------------|------|----|----|------|----|----|
|                 |                | 特別簡易 | 簡易 | 標準 | 特別簡易 | 簡易 | 標準 |
| 企業の<br>施工能力     | 工事成績評定         | 3    | 3  | 3  | 3    | 3  | 3  |
|                 | 企業の施工実績        | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 優良建設業者表彰の受賞    | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | I C T施工技術の活用   | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 週休2日制工事の施工実績   | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
| 配置予定技術者の能力      | 配置予定技術者の施工経験   | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 配置予定技術者の保有資格   | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 技術者表彰受賞者の配置    | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 登録基幹技能者の配置     | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
| 地域精通度           | 地域内拠点の有無       | —    | —  | —  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 地元下請による施工      | —    | —  | —  | 1    | 1  | 1  |
| 地域貢献度           | 若手・女性技術者の配置    | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 災害時応援協定の締結     | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 災害時地域貢献の実績     | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 災害時基礎的事業継続力の認定 | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 地域ボランティア活動の実績  | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |
|                 | 新規雇用者の実績       | 1    | 1  | 1  | —    | —  | —  |
|                 | 防疫業務の実績        | 1    | 1  | 1  | —    | —  | —  |
| 施工計画            |                | —    | 10 | —  | —    | 10 | —  |
| 技術提案            |                | —    | —  | 30 | —    | —  | 30 |
| その他各工事で設定する独自要件 |                | 1    | 1  | 1  | 1    | 1  | 1  |

※基本項目と選択項目を組み合わせ、発注条件により適切に評価項目を設定するものとします。

### **(3) 各評価項目の説明**

#### **①工事成績評定**

過去の土浦市発注工事と同工種の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値（小数点以下切り捨て）で評価します。

評価対象は、入札公告日の属する年度を除く直近5カ年度以内に完成した土浦市発注の契約金額500万円以上の工事としますが、評価対象期間内の同工種の発注件数が少数である場合は、最大直近15年度以内に完成した工事に拡大することができるものとします。

入札参加者が評価対象期間内に対象となる工事を完成したことがない場合又は、完成した工事のうち1つでも評定点が不良又はやや不良がある場合は評価点は0とします。

#### **②同種工事の施工実績**

国または地方公共団体等の公共機関が発注した同種工事、類似工事の施工実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価します。評価の対象となる工事は、入札公告日の属する年度の前年度から起算して10年度前の年度以後に元請として施工し、完成、引き渡した工事で、C O R I N Sに登録されたものとします。

評価の対象となる同種工事、類似工事は当該工事の条件に応じて設定するものとします。

#### **③優良建設業者表彰の受賞**

国、茨城県及び土浦市の建設業者表彰（共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上）の受賞により評価します。

評価対象の表彰は、入札公告日の属する年度を除く直近5カ年度以内の受賞とします。

なお、国、茨城県の技術者を対象とした表彰も業者の受賞歴として評価対象とします。

#### **④ICT施工技術の活用**

当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価します。評価の対象とするICT施工技術は、次に掲げる施工プロセスにおいて活用する技術とします。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

#### **⑤週休2日制工事の施工実績**

国、茨城県又は土浦市が発注した完全週休2日制工事又は週休2日制（4週8休）工事における施工実績により評価します。

評価の対象とする工事は、入札公告日に属する年度の2年度前の年度以後に元請として、完成、引渡しをした工事で、CORINSに登録され、かつ、履行の事実を証明書類により確認できるものとします。

#### ⑥配置予定技術者の施工経験

国又は地方公共団体等の公共機関が発注した同種工事、類似工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。以下同じ。）又は現場代理人としての施工経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により評価します。

評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の前年度から起算して10年度前の年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した工事で、かつ、CORINSに登録されたものとします。

評価の対象となる同種工事、類似工事は当該工事の条件に応じて設定するものとします。

配置予定技術者を複数名予定する場合は、そのうち最も評価の低い技術者の評価点を採用します。

#### ⑦配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の保有する資格により評価します。

評価の対象とする資格は、当該工事の条件等により設定するものとします。

配置予定技術者を複数名予定する場合は、そのうち最も評価の低い技術者の評価点を採用します。

#### ⑧技術者表彰受賞者の配置

国、茨城県の技術者表彰を受賞した技術者を工事の主任（監理）技術者に配置した場合に評価します。

評価対象の表彰は、技術者の表彰で国、県の各発注機関で入札公告日の属する年度を除く直近5カ年度以内の受賞とします。

配置予定技術者を複数名予定する場合は、そのうち最も評価の低い技術者の評価点を採用します。

#### ⑨登録基幹技能者の配置

工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価します。

評価の対象は、元請業者又は下請け業者が雇用する登録基幹技能者で、工事ごとに指定した職種の技能者を配置する場合とします。工事の内容により複数の職種を指定した場合は、いずれかの職種の配置でよいものとします。

#### ⑩地域内拠点の有無

入札公告日時点での本店又は支店等（建設業法に規定する従たる営業所に限る。）の土浦市内の有無により評価します。

#### ⑪地元下請による施工

地元下請業者の施工割合又は施工金額（以下「施工割合等」と言う。）により評価します。

地元下請業者とは土浦市内に本店または建設業法上の主たる営業所を有する業者のことを言い、当該工事における下請業者に占める地元下請業者の施工割合等により評価します。

評価基準における施工割合等は工事の金額、内容に応じて設定するものとします。

工事の参加資格を満たす市内建設業者が存在しない工事の場合に設定するものとします。

評価資料作成時にはそれぞれの金額は予定の金額で計算することとし、契約後、施工体制台帳、施工体系図等により確認します。

#### ⑫若手・女性技術者の配置

若手または女性の技術者の工事への配置により評価します。評価の対象とする若手技術者は入札公告日において35歳未満の者とし、若手技術者、女性技術者いずれも入札参加者と直接的かつ期限の定めのない雇用関係があり、入札公告日の前日から起算して3か月以上雇用している者とし、ます。

#### ⑬災害時応援協定の締結

土浦市と災害時における応援協定の締結の有無により評価します。災害時における応援協定を締結した団体の会員であって、入札公告日において、当該団体に加入していることが確認できる場合も対象とします。

#### ⑭災害時地域貢献の実績

土浦市との災害時における応援協定に基づく災害時地域貢献の実績の有無により評価します。評価の対象とする地域貢献は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去10年度間における実績とします。

#### ⑮災害時基礎的事業継続力の認定

入札公告日における国土交通省の地方整備局から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無により評価します。

#### ⑯地域ボランティア活動の実績

土浦市が実施する次のボランティア活動において、当該条件を満たす活動の実績の有無により評価します。

|   | 事業名               | 1年度分の評価対象となる条件                  |
|---|-------------------|---------------------------------|
| ① | 土浦市道路愛護ボランティア支援制度 | 延長50m以上<br>年2回以上の活動の実施          |
| ② | 土浦市公園里親制度         | 年2回以上の活動の実施                     |
| ③ | 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦     | <u>1年度内で実施された春・夏の両方</u><br>とも参加 |

団体の会員として当該活動に参加した場合であって、入札公告日において当該団体に所属していること、活動に参加したことが確認することができる場合も対象とします。

#### ⑰新規雇用者の実績

従業員を新たに雇用した実績の有無により評価します。

評価の対象とする雇用は、入札公告日の属する年度の3年度前の年度以後に、入札公告日において35歳未満の従業員と期間の定めのない雇用契約を締結し、入札公告日において3か月以上継続している雇用とします。ただし、当該従業員の当該雇用契約前の勤務先が当該入札参加者（共同企業体の場合にあっては、その構成員。）と同一の企業又は当該入札参加者と資本関係若しくは人的関係のある企業である場合は、評価の対象としません。

#### ⑱防疫業務の実績

茨城県と締結する特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき、土浦市内に影響が及んだ家畜伝染病の防疫業務の実績の有無により評価します。

評価の対象となる防疫業務の実績は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2年度間に実施したもの（当該業務を実施した事実を証明書類により確認することができるものに限る。）とします

#### ⑲施工計画

現場条件の把握や施工上の課題対応など具体的な2～3項目の課題を定め、A4版2枚以内の対応策の提出を入札参加者に求め評価します。

提出にあたり、必要最小限の図面等の資料の添付を可能とします。

#### ⑳技術提案

施工上の課題に関する技術提案を入札参加者に求め評価します。技術提案の内容は施工方法等に関するもので、市民にとって最も有利となる調達が可能な提案を期待でき、かつ民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から工事の特性に

応じて定めます。

#### **(５) 評価の方法**

評価は提出された様式の記載内容と、その根拠資料により実施します。様式の記載漏れや根拠資料の添付漏れ等により実績の内容が明確に確認できない場合は、当該項目の評価点は０とします。

## 5 評価基準の基本例

| 評価項目        | 評価内容                                                                                                                                                                                                      | 配点   | 評価基準                               | 評価点  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------|------|
| 工事成績評定      | <p>本市の発注工事（水道事業の工事を除く。）における工事成績評定（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年度間に完成した工事で、消費税及び地方消費税を含む受注金額が500万円以上のもの（対象工事と同種の工事に限る。）とする。</p> | 3.0点 | 80点以上                              | 3.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 78点以上 80点未満                        | 2.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 76点以上 78点未満                        | 2.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 74点以上 76点未満                        | 1.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 72点以上 74点未満                        | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 70点以上 72点未満                        | 0.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 上記以外又は不良若しくはやや不良あり                 | 0点   |
| 同種工事の施工実績   | <p>国又は地方公共団体等の公共機関が発注した同種工事の施工実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の前年度から起算して10年度前の年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した工事で、かつ、CORINSに登録されたものとする。</p>                        | 1.0点 | 施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と同等以上の工事の施工実績あり | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と類似する工事の施工実績あり  | 0.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 同種工事の施工実績なし                        | 0点   |
| 優良建設業者表彰の受賞 | <p>国、茨城県又は本市の優良建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする表彰は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年度間における表彰とする。</p>                                                                            | 1.0点 | 2回以上の受賞あり                          | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 1回の受賞あり                            | 0.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 受賞なし                               | 0点   |
| ICT施工技術の活用  | <p>当該工事においてICT施工技術を活用する場合に評価する。</p> <p>評価の対象とするICT施工技術は、次に掲げる施工プロセスにおいて活用する技術とする。</p> <p>（1）3次元起工測量</p>                                                                                                   | 1.0点 | 全ての施工プロセスにおいてICT施工技術を活用            | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                                           |      | 一部の施工プロセスにおいてI                     | 0.5点 |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                    |      |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------|------|
|                      | (2) 3次元設計データ作成<br>(3) I C T建設機械による施工<br>(4) 3次元出来形管理等の施工管理<br>(5) 3次元データの納品                                                                                                                                                     |      | C T施工技術を活用                         |      |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      | I C T施工技術の活用なし                     | 0点   |
| 週休二日制<br>工事の施工<br>実績 | <p>国、茨城県又は本市が発注した週休二日制工事における施工実績の有無により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の2年度前の年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した完全週休二日制又は週休二日制（4週8休）による工事で、C O R I N Sに登録され、かつ、履行の事実を証明書類により確認することができるものとする。</p>                                       | 1.0点 | 完全週休二日制又は週休二日制（4週8休）による工事の施工実績あり   | 1.0点 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      | 完全週休二日制又は週休二日制（4週8休）による工事の施工実績なし   | 0点   |
| 配置予定技術者の施工経験         | <p>国又は地方公共団体等の公共機関が発注した同種工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。以下同じ。）又は現場代理人としての施工経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の前年度から起算して10年度前の年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した工事で、かつ、C O R I N Sに登録されたものとする。</p> | 1.0点 | 施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と同等以上の工事の施工経験あり | 1.0点 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      | 施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と類似する工事の施工経験あり  | 0.5点 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      | 同種工事の施工経験なし                        | 0点   |
| 配置予定技術者の保有資格         | <p>配置予定技術者の保有する資格により評価する。</p> <p>評価の対象とする資格は、主任技術者又は監理技術者として配置する者が保有する資格とする。</p>                                                                                                                                                | 1.0点 | 対象工事の施工上有用な資格を保有する。                | 1.0点 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      | 対象工事の施工上有用な資格を保有しない。               | 0点   |
| 技術者表彰<br>受賞者の配置      | <p>国または茨城県の各発注機関で技術者表彰を受賞した技術者を主任（監理）技術者として配置する場合に評価する。</p> <p>評価の対象とする受賞は、入札公告日の属する年度を除く直近の過</p>                                                                                                                               | 1.0点 | 受賞者を配置（他の現場と兼務しない）                 | 1.0点 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                 |      | 受賞者を配置（他の現場と兼務）                    | 0.5点 |

|             |                                                                                                                                                                                 |      |                                                         |      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------|------|
|             | 去5年度内の受賞とする。                                                                                                                                                                    |      | 受賞者を配置しない                                               | 0点   |
| 登録基幹技能者の配置  | 元請又は下請け業者の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。<br>評価対象となる職種は〇〇の登録基幹技能者とする。                                                                                                                      | 1.0点 | 配置する                                                    | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | 配置なし                                                    | 0点   |
| 地域内拠点の有無    | 本店又は支店等（建設業法に規定する従たる営業所に限る。）の土浦市内の有無により評価します。<br>入札公告日時点で本店又は支店等を有する場合とする。                                                                                                      | 1.0点 | 市内本店あり                                                  | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | 市内支店等あり                                                 | 0.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | なし                                                      | 0点   |
| 地元下請による施工   | 地元下請業者の施工割合等の評価します。<br>地元業者とは、土浦市内に本店又は建設業法上の主たる営業所を有する業者のことを言い、当該工事における下請業者に占める地元下請業者の施工割合等により評価します。                                                                           | 1.0点 | 地元下請業者の施工割合〇〇%以上（〇〇円以上）                                 | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | 地元業者の施工割合〇〇%以上（〇〇円以上）                                   | 0.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | 〇〇%未満（〇〇円未満）                                            | 0点   |
| 若手・女性技術者の配置 | 若手・女性技術者の対象工事への配置の有無により評価する。<br>評価の対象とする若手技術者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、他の工事と兼務する場合は、評価の対象としない。<br>(1)入札公告日において35歳未満の者（若手の場合のみ）<br>(2)直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日の前日から起算して3か月以上雇用している者 | 1.0点 | 主任技術者又は監理技術者の資格を保有する若手・女性技術者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての配置あり | 1.0点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | 主任技術者又は監理技術者の資格を保有しない若手・女性技術者の現場代理人としての配置あり             | 0.5点 |
|             |                                                                                                                                                                                 |      | 若手・女性技術者の主任技術者、監理技術者                                    | 0点   |

|                 |                                                                                                                                                                           |       |                            |       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------|-------|
|                 |                                                                                                                                                                           |       | 又は現場代理人としての配置なし            |       |
| 災害時応援協定締結の有無    | 入札公告日において、本市との災害時における応援協定の締結（本市との災害時における応援協定を締結した団体の会員であって、入札公告日において当該団体に加入していることを確認することができる場合を含む。以下この項において同じ。）の有無により評価する。                                                | 1.0 点 | 災害時における応援協定の締結あり           | 1.0 点 |
|                 |                                                                                                                                                                           |       | 災害時における応援協定の締結なし           | 0 点   |
| 災害時地域貢献の実績      | 本市との災害時における応援協定に基づく災害時地域貢献の実績の有無により評価する。<br>評価の対象とする地域貢献は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去 10 年度間における実績とする。                                                                            | 1.0 点 | 災害時地域貢献の実績あり               | 1.0 点 |
|                 |                                                                                                                                                                           |       | 災害時地域貢献の実績なし               | 0 点   |
| 災害時の基礎的事業継続力の認定 | 入札公告日における国土交通省関東地方整備局から受けた災害時の基礎的事業継続力（以下この項において「BCP」という。）の認定の有無により評価する。                                                                                                  | 1.0 点 | BCP の認定あり                  | 1.0 点 |
|                 |                                                                                                                                                                           |       | BCP の認定なし                  | 0 点   |
| 地域ボランティア活動の実績   | 市内における地域ボランティア活動の実績の有無により評価する。<br>評価の対象とする地域ボランティア活動は、市が実施する事業（土浦市道路愛護ボランティア支援制度、土浦市公園里親制度、霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦）を入札公告日の属する年度を除く直近の過去 2 年度間に別に定める条件以上実施した場合とする。                   | 1.0 点 | 全ての年度において地域ボランティア活動の実績あり   | 1.0 点 |
|                 |                                                                                                                                                                           |       | いずれかの年度において地域ボランティア活動の実績あり | 0.5 点 |
|                 |                                                                                                                                                                           |       | 地域ボランティア活動の実績なし            | 0 点   |
| 新規雇用者実績         | 従業員を新たに雇用した実績の有無により評価する。<br>評価の対象とする雇用は、入札公告日の属する年度の 3 年度前の年度以後に、入札公告日において 35 歳未満の従業員と期間の定めのない雇用契約を締結し、入札公告日において 3 か月以上継続している雇用とする。ただし、当該従業員の当該雇用契約前の勤務先が当該入札参加者（共同企業体の場合 | 1.0 点 | 従業員の新規雇用実績あり               | 1.0 点 |
|                 |                                                                                                                                                                           |       | 従業員の新規雇用実績なし               | 0 点   |

|         |                                                                                                                                                           |        |                                                                                 |           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|         | にあつては、その構成員。以下この項において同じ。）と同一の企業又は当該入札参加者と資本関係若しくは人的関係のある企業である場合は、評価の対象としない。                                                                               |        |                                                                                 |           |
| 防疫業務の実績 | 茨城県と締結する特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき、市内近隣で実施した防疫業務の実績の有無により評価する。<br>評価の対象となる防疫業務の実績は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去２年度間に実施したもの（当該業務を実施した事実を証明書類により確認することができるものに限る。）とする。 | 1.0 点  | 防疫業務の実績あり                                                                       | 1.0 点     |
|         |                                                                                                                                                           |        | 防疫業務の実績なし                                                                       | 0 点       |
| 施工計画の評価 | 対象工事ごとに定める施工上の課題に対する留意点及びその対策について評価する。                                                                                                                    | 10.0 点 | 1 位満点方式とし、次の計算式により算出する。<br>評価点＝配点×当該入札参加者の点数／入札参加者のうち最高の点数<br>（小数点第 2 位以下を四捨五入） | 満点 10.0 点 |
|         |                                                                                                                                                           |        | 不可と評価された場合は、失格とする。                                                              | 失格        |
| 技術提案の評価 | 対象工事ごとに定める設計及び施工方法等に関する技術提案について評価する。                                                                                                                      | 30.0 点 | 1 位満点方式とし、次の計算式により算出する。<br>評価点＝配点×当該入札参加者の点数／入札参加者のうち最高の点数<br>（小数点第 2 位以下を四捨五入） | 満点 30.0 点 |

|  |  |  |                    |    |
|--|--|--|--------------------|----|
|  |  |  | 不可と評価された場合は、失格とする。 | 失格 |
|--|--|--|--------------------|----|

## 6 ダンピング対策

土浦市において、ダンピング対策として実施している最低制限価格は、総合評価方式においては地方自治法上の根拠規定がないことから、総合評価方式を実施する際のダンピング対策として、工事金額にかかわらず、低入札価格調査制度を適用する。

## 7 評価内容の担保と技術提案の保護

### (1) 評価内容の担保

総合評価方式により落札者を決定した場合、技術評価資料等に反映された技術者の配置や施工の計画、技術提案等は契約内容となるため、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合における措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

なお、技術評価資料上の内容と実際の履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

#### ①ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点）

技術資料に沿った履行がなされなかった場合は、下の表の通り工事成績評定点を減ずる措置を行う。なお、配置予定技術者については、技術評価資料の配置予定技術者よりも評価点が低くなる技術者を配置した場合は減点するものとする。

| 項目           | 工事成績評定の減点 |
|--------------|-----------|
| I C T施工技術の活用 | － 3 点     |
| 配置予定技術者      | － 3 点     |
| 登録基幹技能者の配置   | － 3 点     |
| 地元下請による施工    | － 3 点     |
| 若手・女性技術者の配置  | － 3 点     |
| 施工計画         | － 5 点     |
| 技術提案         | － 5 点     |

減点は最大 8 点とし、上の表の減点項目の合計が 8 点を超えた場合であっても 8 点減点とする。

### (2) 技術提案等の保護

入札に参加するものから技術提案を求める場合、技術提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることがないようにします。また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようにすることなど、公務員の守秘義務等に則り、その取扱いについて適正に対応すること。ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知

することなく土浦市が発注する工事に無償で利用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明らかにすること。なお、工場所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

## 8 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、落札者が決定した後、速やかに以下の事項を公表します。

- ① 入札参加者名
- ② 入札参加者の入札価格
- ③ 入札参加者の評価値

### （２）苦情申し立て等への対応

入札参加者から入札又は評価仕様の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答します。